

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	千葉市 軽自動車税(種別割)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉市は、軽自動車税(種別割)の賦課・収納業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉市長

公表日

令和7年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税(種別割)の賦課・収納業務
②事務の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法に基づき、毎年4月1日現在の軽自動車等の所有者に対し、車種別の税額を賦課する。 ・納税義務者等からの申請に基づき、納税証明(継続検査用)を発行する。 <p>【賦課関連業務の流れ】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①軽自動車検査協会から地方公共団体情報システム機構経由(軽三輪・軽四輪)及び千葉県町村総合事務組合経由(軽三輪・軽四輪)、又は、千葉運輸支局から千葉県町村総合事務組合経由(軽二輪・小型二輪)で、それぞれ軽自動車税(種別割)申告書(報告書)の提出を受ける。また、納税義務者等(原動機付自転車等)から、軽自動車税(種別割)申告(報告)書(標識交付申請書)、軽自動車税(種別割)廃車申告書(標識返納書)の提出を受ける。 ②所有者・車種・定置場等の情報を税務システムに入力し、原動機付自転車等には、ナンバープレート、標識交付証明書、廃車申告受付書を交付する。 ③原動機付自転車等の定置場を他市町村に変更した場合は、当該市町村から送付された課税物件異動通知書により、本市に変更した場合は、納税義務者等からの軽自動車税(種別割)申告(報告)書(標識交付申請書)により、それぞれ税務システムに廃車・登録の入力をする。 ④上記の申告に基づき、毎年4月1日現在の所有者(または使用者)について賦課情報を作成する。 ⑤納税義務者へ税額を通知する。 ⑥生活保護法により扶助を受ける場合など、減免事由に該当する場合は減免申請書を受け付け、減免を行う。 ⑦賦課情報に基づき、申請に応じて各種証明書を発行する。 <p>【収納関連業務の流れ】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①個人市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)の賦課情報の入手 ②収納消込業務受託者から、住民等が納付・納入した収納情報を入力し、収納システムに取り込む ③過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付、充当通知書を出し、住民等に通知する。住民等から取得した還付金請求書をシステムに登録し、金融機関経由で還付金を振り込む。 ④申請に応じて、納税証明書を発行する。 ⑤地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を督促用データファイルに出力し、封入封緘委託業者に提供し、督促状の印刷及び封入封緘等を行い、住民等に督促状を送付する。 ⑥一部の車両については、納付済情報を地方税共同機構へ送付する(軽自動車税納付確認システム)。
③システムの名称	税務システム(軽自動車税システム・宛名システム・収納システム)、滞納管理システム、業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税(種別割)賦課・収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて主務省令(注)で定めるもの</p> <p>(注) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p> <p>以上の法令上の根拠により、軽自動車税(種別割)の業務において個人番号を利用する。</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第48項 ・「都道府県知事」に対し、「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「都道府県知事等」に対し、「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政局税務部税制課、課税管理課、納税管理課
②所属長の役職名	税制課長、課税管理課長、納税管理課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟5階 千葉市役所総務局総務部政策法務課市政情報室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所財政局税務部税制課 043-245-5117、課税管理課 043-245-5119、納税管理課 043-245-5125
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	納税義務者からの減免申請書による情報の入手においては、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者から本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認したうえで、マイナンバーの真正性確認を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input checked="" type="radio"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	税制課長 竹内 好夫、課税管理課長 潤間 宏一、納税管理課長 川名 和弘	税制課長、課税管理課長、納税管理課長	事後	
平成31年4月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイル名	平成27年4月1日 時点	平成31年1月4日 時点	事後	
平成31年4月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成31年1月4日 時点	事後	
平成31年4月4日	IV リスク対策	記載なし	全部追加	事後	
令和2年10月12日	評価書名	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月12日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	千葉県町村会	千葉県市町村総合事務組合	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月12日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法整備法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	記載なし	全部追加	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年1月4日 時点	2020/5/8	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年1月4日 時点	2020/5/8	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月12日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]	削除	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年10月12日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]	[十分である]	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年10月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第19条第7号	第19条第8号	事後	①法律の改正に伴う形式的な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	I 関連情報 1 特定個人ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【賦課関連業務の流れ】 ①軽自動車検査協会から地方公共団体情報システム機構経由(軽三輪・軽四輪)、又は、千葉運輸支局から千葉県町村総合事務組合経由(軽二輪・小型二輪)で、それぞれ軽自動車税(種別割)申告書(報告書)の提出を受ける。また、納税義務者等(原動機付自転車等)から、軽自動車税(種別割)申告(報告)書(標識交付申請書)、軽自動車税(種別割)廃車申告書(標識返納書)の提出を受ける。 ②所有者・車種・定置場等の情報を税務システムに入力し、原動機付自転車等には、ナンバープレート、標識交付証明書、廃車申告受付書を交付する。 ③原動機付自転車等の定置場を他市町村に変更した場合は、当該市町村から送付された課税物件異動通知書により、本市に変更した場合は、納税義務者等からの軽自動車税(種別割)申告(報告)書(標識交付申請書)により、それぞれ税務システムに廃車・登録の入力をする。 ④上記の申告に基づき、毎年4月1日現在の所有者について賦課情報を作成する。 ⑤納税義務者へ税額を通知する。 ⑥生活保護法により扶助を受ける場合など、減免事由に該当する場合は減免申請書を受け付け、減免を行う。 ⑦賦課情報に基づき、申請に応じて各種証明書を発行する。	【賦課関連業務の流れ】 ①軽自動車検査協会から地方公共団体情報システム機構経由(軽三輪・軽四輪)及び千葉県町村総合事務組合経由(軽三輪・軽四輪)、又は、千葉運輸支局から千葉県町村総合事務組合経由(軽二輪・小型二輪)で、それぞれ軽自動車税(種別割)申告書(報告書)の提出を受ける。また、納税義務者等(原動機付自転車等)から、軽自動車税(種別割)申告(報告)書(標識交付申請書)、軽自動車税(種別割)廃車申告書(標識返納書)の提出を受ける。 ②所有者・車種・定置場等の情報を税務システムに入力し、原動機付自転車等には、ナンバープレート、標識交付証明書、廃車申告受付書を交付する。 ③原動機付自転車等の定置場を他市町村に変更した場合は、当該市町村から送付された課税物件異動通知書により、本市に変更した場合は、納税義務者等からの軽自動車税(種別割)申告(報告)書(標識交付申請書)により、それぞれ税務システムに廃車・登録の入力をする。 ④上記の申告に基づき、毎年4月1日現在の所有者(または使用者)について賦課情報を作成する。 ⑤納税義務者へ税額を通知する。 ⑥生活保護法により扶助を受ける場合など、減免事由に該当する場合は減免申請書を受け付け、減免を行う。 ⑦賦課情報に基づき、申請に応じて各種証明書を発行する。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年3月27日	上記継続	【収納関連業務の流れ】 ①個人市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)の賦課情報の入手 ②収納消込業務受託者から、住民等が納付・納入した収納情報を入手し、収納システムに取り込む ③過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付、充当通知書を出し、住民等に通知する。住民等から取得した還付金請求書をシステムに登録し、金融機関経由で還付金を振り込む。 ④申請に応じて、納税証明書を発行する。 ⑤地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を督促用データファイルに出力し、封入封緘委託事業者に提供し、督促状の印刷及び封入封緘等を行い、住民等に督促状を送付する。	【収納関連業務の流れ】 ①個人市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)の賦課情報の入手 ②収納消込業務受託者から、住民等が納付・納入した収納情報を入手し、収納システムに取り込む ③過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付、充当通知書を出し、住民等に通知する。住民等から取得した還付金請求書をシステムに登録し、金融機関経由で還付金を振り込む。 ④申請に応じて、納税証明書を発行する。 ⑤地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を督促用データファイルに出力し、封入封緘委託事業者に提供し、督促状の印刷及び封入封緘等を行い、住民等に督促状を送付する。 ⑥一部の車両については、納付済情報を地方税共同機構へ送付する(軽自動車税納付確認システム)。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年3月27日	I 関連情報 1 特定個人ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	税務システム(軽自動車税システム・宛名システム・収納システム)、滞納管理システム、業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)、住民基本台帳ネットワークシステム	税務システム(軽自動車税システム・宛名システム・収納システム)、滞納管理システム、業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)、中間サーバ	事前	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年3月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(注)で定めるもの	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	①法律の改正に伴う形式的な変更
令和7年3月27日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	【別表第二における情報照会】 ○番号法第19条第8号(別表第二の第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの) 別表第二(第27の項) ・「都道府県知事」に対し、「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「都道府県知事等」に対し、「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第48項 ・「都道府県知事」に対し、「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「都道府県知事等」に対し、「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」	事後	①法律の改正に伴う形式的な変更
令和7年3月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所総務局総務部政策法務課市政情報室	郵便番号260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟5階 千葉市役所総務局総務部政策法務課市政情報室	事後	新庁舎移転に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	IV リスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(提供)	[○]接続しない(提供)	事後	③その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られない。